

対象箇所	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票（受付番号○、○及び○）		
指導経過記録票における【相談主訴】欄全て	【相談主訴】欄	児童相談所の評価・判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより相談援助の方針が明らかとなり、又は相談者及び関係者との信頼関係が損なわれ、児童相談所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第6号により非開示（以下「6号非開示」とする。）
指導経過記録票の一部	【面接調査日時】欄 【担当者】欄 【面接調査区分】欄 【面接調査人数】欄 【要旨】欄 【詳細】欄	開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第2号により非開示 6号非開示
令和○年（○）第○号 児童福祉法28条2項申立事件に係る答弁書及び資料説明書（令和○年○月○日收受）		
令和○年（○）第○号 児童福祉法28条2項申立事件に係る答弁書及び資料説明書（令和○年○月○日收受）の一部	署名及び印影	開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例第16条第4号により非開示